

いのちとくらしをまもる
防災減災

流域治水

令和6年3月27日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

とねがわ なかがわ あやせがわ
利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月29日に、利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を、特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和6年3月29日に、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（茨城県・埼玉県・東京都）について、特定都市河川として指定します。
- 今後、利根川水系中川・綾瀬川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定
別紙2 利根川水系中川・綾瀬川等の概要
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455三枝 伸太郎（内線 35-516）
川淵 孝之（内線 35-583）

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432佐藤 篤（内線 34-325）
丸山 達也（内線 34-314）